

## 仲裁判断の骨子

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構  
JSAA-AP-2018-003

申立人：X

被申立人：福島県クレール射撃協会（Y）

## 主 文

本件スポーツ仲裁パネルは次のとおり判断する。

- 1 被申立人が 2018 年 5 月 3 日に申立人に対し行った、申立人を 3 年間の資格停止処分とする決定を取り消す。
- 2 仲裁申立料金 54,000 円は、被申立人の負担とする。

本件は、緊急仲裁手続であるので、スポーツ仲裁規則（以下「規則」という。）第 50 条第 5 項に基づき、以下に理由の骨子を示し、規則第 44 条に基づく仲裁判断は、後日作成し、申立人及び被申立人に送付する。

## 理由の骨子

### 1 事案の概要

#### (1) 当事者

申立人は、福島県に在住するクレール射撃の競技者であり、被申立人の会員である。

被申立人は、福島県に所在するクレール射撃競技を健全に普及させ、会員相互の親睦を図ることを目的とする任意団体である。

#### (2) 請求の趣旨及び答弁

本件は、被申立人が 2018 年 5 月 3 日に申立人に対し行った、申立人を 3 年間の資格停止処分とする決定（以下「本件処分」という）について、申立人がその取消し（請求の趣旨（1））及び申立料金は被申立人の負担とすること（請求の趣旨（2））を求めた事案である。

これに対し、被申立人は、いずれの請求も棄却する旨を求める答弁をした。

## 2 当事者の主張

### (1) 申立人の主張の要旨

申立人は、請求を基礎づける理由として、以下のとおり主張した。

#### ① 処分の根拠等

申立人は次のとおりお願い書ないし提案書を提出し、又は口頭での告発を行った。

ア. 2018年3月23日に被申立人資格審査担当副会長及び資格審査委員長あてに、会長の経歴詐称等について審議するようお願いした。

イ. 2018年3月23日に被申立人あてに、公益財団法人福島県体育協会からの補助金の不正受給、被申立人会長の経歴詐称等の問題を指摘し、改善策を提案した。

ウ. 2018年4月4日に一般社団法人日本クレー射撃協会資格審査委員長及び東北ブロック資格審査委員長あてに、被申立人会長の資格審査をお願いした。

エ. 2018年4月10日に公益財団法人福島県体育協会を訪問し、被申立人の補助金の不正受給問題について口頭で告発を行った。

オ. 2018年4月30日に被申立人執行部あてに、現役員の総辞職と新体制作りについてと題する提案書を提出した。

これらの申立人の行為があったところ、被申立人は2018年5月3日に開催された臨時総会の場において申立人に対して本件処分を言い渡した。しかし、申立人の問い合わせにもかかわらず、被申立人はその理由を未だに申立人に伝えておらず、本件処分は理由がないものである。

被申立人が本仲裁手続において本件処分の根拠として主張する被申立人会長の経歴詐称問題については、被申立人が2017年4月5日に一般社団法人日本クレー射撃協会に提出した会長変更届において、被申立人会長の経歴が「A代表取締役」と誤って記載されていた。被申立人会長が、2018年4月24日付けで、会長変更届の内容を訂正する申告を行ったとしても、申立人が被申立人の理事全員、一般社団法人日本クレー射撃協会及び東北ブロックの各資格審査委員長に対し上記事実を伝えたのは2018年4月4日であって当該訂正がなされる前のことであるから、単に事実を開示したにすぎない。また、開示の目的は、被通知者に事実を開示して改善を促したものである。

#### ② 処分に至る手続き

本件処分に至る過程で、被申立人は資格審査委員会で審議したと主張するが、申立人は資格審査委員会に呼ばれておらず、弁明の機会は与えられていない。また、2018年5月3日に本件処分を口頭で通知された際、処分の理由を質問し

たが、その説明がなく、後日書面を出すといわれたものの、申立日現在、処分の理由が記載された書面を受け取っていない。

## (2) 被申立人の主張の要旨

被申立人は、本件処分に関し、以下のとおり主張した。

### ①根拠となる規定

本件処分は、申立人が福島県クレ射撃協会資格審査規定第 5 条第 6 号の「競技者として品位または名誉を傷つけた者」にあたることに基づくものである。

### ②根拠となる事実

申立人は、2018 年 4 月 4 日に被申立人の理事全員、一般社団法人日本クレ射撃協会及び東北ブロックの各資格審査委員長に対し、被申立人会長が一般社団法人日本クレ射撃協会に同人の肩書が「A 代表取締役」と記載されている会長変更届を提出し、虚偽の報告をしていると指摘する文書を送付することにより、被申立人会長が役職を詐称していると喧伝した。

被申立人会長は 10 年ほど前に A 代表取締役を退任している。被申立人は、被申立人会長の過去の役職が記載された会長変更届出が一般社団法人日本クレ射撃協会に提出されていたことは認めるが、当該届出は、被申立人会長が知らないうちに事務局担当理事によって提出されたものである。また、被申立人会長は、既に 2018 年 4 月 24 日には肩書の訂正を申立て済みである。また、申立人が誤りに気づいたのであれば、被申立人会長に直接申告する方法で、訂正を促せばよかったのであって、被申立人の理事全員、一般社団法人日本クレ射撃協会及び東北ブロックの各資格審査委員長に対し、上記の文書を送付する必要はなかった。

被申立人内で発生した補助金の不正受給やその告発については、処分の根拠としていない。

### ③処分に至る手続き

被申立人は、福島県クレ射撃協会資格審査規定第 14 条に基づき、資格審査委員会、理事会、及び 2018 年 5 月 3 日に開催された臨時総会のいずれの承認も得て、本件処分を決議した。上記手続きの過程で、申立人に対し、弁明の機会は与えている。また、被申立人は、2018 年 5 月 3 日当日、申立人に口頭で処分理由を説明しており、申立人も納得していたはずである。

### 3 本件スポーツ仲裁パネルの判断

#### (1) 請求の趣旨 (1) について

競技団体の決定の取消しが争われたスポーツ仲裁における仲裁判断基準として、日本スポーツ仲裁機構の仲裁判断の先例によれば、「日本においてスポーツ競技を統括する国内スポーツ連盟については、その運営について一定の自律性が認められ、その限度において仲裁機関は国内スポーツ連盟の決定を尊重しなければならない。仲裁機関としては、①国内スポーツ連盟の決定がその制定した規則に違反している場合、②規則には違反していないが著しく合理性を欠く場合、③決定に至る手続に瑕疵がある場合、または④規則自体が法秩序に違反しもしくは著しく合理性を欠く場合において、それを取り消すことができると解すべきである。」と判断されており、本件スポーツ仲裁パネルもこの基準が妥当であると考えます。

まず、上記①の被申立人による本件処分が被申立人の制定した規則に違反しているかどうかについては、被申立人は、申立人が被申立人会長の経歴詐称問題を指摘する文書を2018年4月4日に被申立人の理事全員、一般社団法人日本クレ射撃協会及び東北ブロックの各資格審査委員長に対して送付した行為をもって、申立人は被申立人資格審査規定第5条第6号の「競技者として品位または名誉を傷つけた者」にあたるとしている。しかし、(1) 申立人は2018年3月23日に被申立人会長の経歴詐称問題を被申立人に対して提起したにもかかわらず、被申立人において直ちに是正措置がとられなかったこと、(2) したがって申立人が被申立人の理事全員、一般社団法人日本クレ射撃協会及び東北ブロックの各資格審査委員長に対し、被申立人会長の経歴詐称問題を指摘する文書を送付した2018年4月4日時点においては、2017年4月5日に一般社団法人日本クレ射撃協会に提出された会長変更届において、被申立人会長の経歴が「A 代表取締役」と記載されたままであったことからみて、申立人の行為は被通知者に事実を開示して改善を促すものであったというべきであり、競技者としての品位または名誉を傷つけたということは困難であると思われる。

次に、③の決定に至る手続に瑕疵があるかどうかについて、日本スポーツ仲裁機構の仲裁判断の先例によれば、スポーツ団体が、「その構成員に対して懲戒処分等の不利益処分を行う際には、行政手続法等が求めるものと同等の弁明の機会を付与することが不可欠であると解すべきである。具体的な手続としては、懲戒の対象となる事実の告知、及び、弁解聴取の機会の確保の2点につき検討が必要と考える。」(JSAA-AP-2016-006号仲裁事案)と判断されており、本件スポーツ仲裁パネルもこの基準が妥当であると考えます。これを本件についてみれば、申立人が被申立人の資格審査委員会への呼び出しを受けたという事実は認められず、したがって、本件処分のような不利益処分を科す場合に手続保

障のため要求される弁明の機会を与えられていなかったとすることができる。

この点から見れば、本件処分の決定に至る手続きには瑕疵があったといわざるを得ない。

したがって、本件処分は上記の①及び③の基準に該当するので、本件処分は取消しを免れない。

(2) 請求の趣旨 (2) について

上記に述べた結論から、申立料金は被申立人の負担とする。

4 結論

以上に述べたことから、本件スポーツ仲裁パネルは、主文のとおり判断する。

以上

2018年6月22日

スポーツ仲裁パネル

仲裁人長 下條 正浩